

農業委員会名簿

| 出欠席 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|------------------|---------|-----|
| 出席 | 会 長 | 日 永 熙 | |
| 出席 | 副 会 長 (職務代理者) | 渥 美 誠 | |
| 出席 | 副 会 長 | 吉 川 靖 雄 | |
| 出席 | 副 会 長 | 山 田 臣 一 | |
| 出席 | 委 員 | 辻 義 則 | |
| 出席 | 委 員 | 堀 田 守 | |
| 出席 | 委 員 | 加 藤 さゆみ | |
| 出席 | 委 員 | 伊 藤 里 海 | |
| 出席 | 委 員 | 飯 田 勝 | |
| 欠席 | 委 員 | 大 橋 一 之 | |
| 出席 | 委 員 | 加 藤 博 由 | |
| 欠席 | 委 員 | 服 部 鉄 男 | |
| 出席 | 委 員 | 後 藤 和 子 | |
| 出席 | 委 員 | 山 田 真 弘 | |
| 出席 | 委 員 | 清 水 利 泰 | |

事務局出席者

| 氏 名 | 氏 名 |
|--------------|---------|
| 産業振興課長（事務局長） | 滝 川 豊 彦 |
| 課長補佐（事務担当） | 小 島 邦 孝 |
| 主 任（事務担当） | 若 松 孝 志 |
| 主 事（事務担当） | 溝 口 雅 也 |

進行要領

| 発言者 | 内 容 |
|---|-------------------------------|
| 事務局長 | 1. 開催日時 令和元年7月22日(月) |
| | 午前9時00分から午前9時26分 |
| | 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室 |
| | 3. 出席委員(13人)別紙のとおり |
| | 4. 欠席委員(2人)別紙のとおり |
| | 5. 議事日程 |
| | 日程第 1 議事録署名委員の指名 |
| | 日程第 2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請 |
| | 日程第 3 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請 |
| | 日程第 4 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請 |
| 日程第 5 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 | |
| 日程第 6 決定第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に | |
| よる当委員会の決定について | |
| 日程第 7 専 決 報 告 | |
| 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 | |
| 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | |
| 3. 現況証明願 | |
| 日程第 8 報 告 | |
| 1. 農地法第5条関係取下願 | |
| 2. 農地法第18条第6項の規定による通知 | |
| 3. 農地改良届出書 | |
| 日程第 9 そ の 他 | |
| 6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり | |
| 7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也 | |
| である。 | |
| 8. 会議の概要 | |
| 開会(午前9時00分) | |
| 定刻となりましたので、只今より、令和元年7月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。 | |

| | |
|------|---|
| 事務局長 | <p>会長さん宜しくお願いします。</p> |
| 会長 | <p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中13名で、定足数に達しておりますので、只今より7月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、</p> <p>議席番号 5番 飯田 勝 委員 議席番号 8番 加藤 博由 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・2件 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・1件 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・7件 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・・・1件 決定第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・16件</p> <p>専 決 報 告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・・・8件 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・・・2件 3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件</p> <p>報 告 1. 農地法第5条関係取下願・・・・・・・・・・・・・・・・2件 2. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・2件 3. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件</p> <p>それでは、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>《事務局説明》(1番から2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>会長</p> | <p>只今、事務局より議案第10号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では252枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い地表面につきましては砂利敷とし、雨水は自然浸透としますが、柵板を設置し、隣接する農地には、雨水が流れ込まないようにする計画です。</p> |
| <p>会長</p> | <p>只今、事務局より議案第11号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> |

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの3人で暮らしています。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え手狭な状態です。将来は、子ども部屋を与えてあげたいことから、自己用住宅を建築したいと考えました。私たちは不動産を所有していないため不動産屋を回り、条件に合う物件住宅用地を探しました。今般の申請にて、分家住宅として建築が可能な申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの3人で暮らしています。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え手狭な状態です。また、できるだけ実家の近くに住んで両親に子どもの面倒を見てもらい、将来的には両親の介護をしたいと思い、不動産屋を回り、条件に合う物件住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成2年に会社を設立し、愛西市に事業所を置いて土木工事業ならびに一般貨物自動車運送業を営んでいます。事業は順調に推移し、現在使用している土砂の置場だけでは足りなくなったため、新たな土砂置場を見つける必要に迫られています。しかし、土砂置場には大型自動車の出入りが容易で、住宅から離れている必要があり、これらの条件を満たす用地を、事業所の周辺で探しましたが条件に合う土地を見つけることができませんでした。そんな折、事業所に近い申請地を譲っていただけることとなり、今般の申請にて、事業所に近く土砂を運ぶための大型自動車の出入りも容易で、土砂を置くために必要な面積も確保できる、申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成2年に会社を設立し、愛西市に事業所を置いて土木工事業ならびに一般貨物自動車運送業を営んでいます。事業は順調に推移し、土砂等を運ぶための大型トラックを早急に増車する必要に迫られています。現在、いくつかの駐車場を借りて急場をしのいでおりますが、借りている駐車場の中には、住宅に囲まれている場所もあり、通行の危険性を指摘されている所もあるなど、大型トラックと従業員用の駐車場を至急確保する必要があります。しかし、車両を管理するには事業所に近く、広い場所が必要であるため、事業所の周辺の土地を探しましたが条件に合う土地を見つけることができませんでした。そんな折、事業所に近い申請地を譲っていただけることとなり、今般の申請にて、事業所に近く土砂を運ぶための大型自動車の出入りも容易で、駐車台数も確保できる、申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

事務局

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和56年に愛西市で会社を設立し、建設工事の請負業を営んでいます。事業も順調に推移し、それに伴って資材置場や来客用の駐車場、建設作業車の駐車場が不足し、本社事務所前のスペースに混在して置かれており、安全面でも不安な状態です。この状況を改善するには、新たに資材置場を整備する必要がありますが、そのため宅地や雑種地などを探しましたが条件に合う土地を見つけることができませんでした。今回、事業所に隣接した申請地を貸していただけることとなり、今般の申請にて申請地を借り受け、資材置場を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの3人で暮らしています。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え手狭な状態です。将来は、子ども部屋を与えてあげたいことから、自己用住宅を建築したいと考えました。私たちは不動産を所有していないため不動産屋を回り、条件に合う住宅用地を探しましたが見つからず、あきらめかけていたところ、申請地を譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの3人で暮らしています。妻は小学校の教員をしており、一日も早い復職を願っていたところ、妻の両親が育児を手伝ってもよいが、近くに住んで将来的には両親の介護をして欲しいと希望しているため、条件にあう土地を探すことにしました。私たちは不動産を所有していないため不動産屋を回り、条件に合う住宅用地を探しましたが見つからず、あきらめかけていたところ、祖母が所有する申請地を貸していただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第12号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請7件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

| | |
|-----|--|
| 会長 | <p>続きまして、議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>《事務局説明》 (1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明)この事案につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり、願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われるため、証明できるものと思われま。以上で説明を終わります。</p> |
| 会長 | <p>只今、事務局より議案第13号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>《事務局説明》(1番から16番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第4号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から16番、全体筆数38筆、面積は48,312㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は19筆、24,156㎡でございます。その他の受人の方は、6名の方々に、合計19筆、面積は24,156㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、レンコンでございます。公告年月日は2019年7月31日、契約開始年月日は2019年8月1日、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>会長</p> | <p>只今、事務局より決定第 4号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、決定第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から8番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、8件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)) 以上、3件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>会長</p> | <p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第5条関係取下願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、2件の取下願を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)) 以上、2件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p> |
| 会長 | <p>只今、報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、7月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時26分)</p> |

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年7月22日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 5番委員 飯 田 勝

議事録署名者

議席番号 8番委員 加 藤 博 由